平成２２年（フ）第３８４号
佐賀県佐賀市鍋島町大字八戸溝1228番地１
破産者　富永　美紀
１　決定年月日　平成23年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４６０号
佐賀県佐賀市東与賀町大字下古賀1632番地１
破産者　百武　恭子
１　決定年月日　平成23年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１４２号
佐賀県神埼市神埼町鶴2036番地５
破産者　西岡美智子
１　決定年月日　平成23年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２４７号
佐賀県三養基郡みやき町大字寄人1522番地４
破産者　古村　光司
１　決定年月日　平成23年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２４８号
佐賀県三養基郡みやき町大字寄人1522番地４
破産者　古村笑美子
１　決定年月日　平成23年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１０５１号
熊本県宇土市宮庄町230番地１　グリーン轟３号棟
破産者　西　雄一郎
１　決定年月日　平成23年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第６６号
熊本市八王寺町38番８―101号
破産者　遠藤　知道
１　決定年月日　平成23年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１９３号
熊本県上益城郡御船町大字御船767番地、破産手続開始決定時の住所熊本県上益城郡山都町千滝75番地１
破産者　恵濃　典男
１　決定年月日　平成23年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第４２８号
熊本市島崎４丁目２番59―３号
破産者　石橋　進一
１　決定年月日　平成23年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第５１５号
熊本県上益城郡甲佐町大字津志田1351番地２
破産者　大友はるみ
１　決定年月日　平成23年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第２７６号
沖縄県那覇市西１丁目11番６号３階
破産者　中島　　淳
１　決定年月日　平成23年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第６９号
青森県三戸郡田子町大字田子字塚ノ上ミ70番地の３
破産者　栗山　光彦
１　決定年月日　平成23年11月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第５４７号
宮城県黒川郡富谷町ひより台２丁目18番地１スカイハイツ106
破産者　安藤紀世江
１　決定年月日　平成23年11月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２３号
宮城県石巻市蛇田字新埣寺22番地４　ＦＡＭＥ－１－204号、前住所宮城県登米市津山町柳津字黄牛田高畑22番地１津山宮町住宅１－５
破産者　佐々木亜矢佳
１　決定年月日　平成23年11月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２３年（フ）第６２号
宮城県石巻市和渕字佐沼川103番地
破産者　鈴木　寛郎
１　決定年月日　平成23年11月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２３年（フ）第２３０号
金沢市堅田町甲125番地
破産者　松寺　宗則
１　決定年月日　平成23年11月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第３４８号
金沢市木越１丁目275番地、従前の住所石川県河北郡津幡町字太田ろ172番地９
破産者　近江　弘志
１　決定年月日　平成23年11月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第３６６号
静岡県沼津市上香貫槙島町1279番地の２、前住所静岡県沼津市西島町４―27　アルカサール西島201
破産者　松原　信二
１　決定年月日　平成23年11月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第３６７号
静岡県沼津市上香貫槙島町1279番地の２
破産者　松原　和一
１　決定年月日　平成23年11月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１１０号
静岡県三島市富士ビレッジ32番21号
破産者　山田　元子
１　決定年月日　平成23年11月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係